

防衛監察本部達第4号

防衛監察本部における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部における専決及び代決に関する達

改正 令和4年3月22日防衛監察本部達第1号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛監察本部における専決及び代決に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において、「専決」とは、当該事項について権限を有する者の委任に基づき、常に代わって決裁することといい、「代決」とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 この達で定める専決事項は、次のとおりとする。ただ

し、重要又は異例に属するものについては、この限りではない。

1 総務課長及び統括監察官の専決事項

(1) 総務課及び統括監察官に勤務する職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(2) 勤務時間の割振り及び日課の変更等に関すること。

(3) 総務課及び統括監察官に勤務する職員の公務外海外 渡航の承認に関すること。

(4) 部隊等情報保証責任者の臨時の職務代行者の指定に関すること。

(5) 軽易な報告、通知、照会、依頼及び回答に関すること。

2 総務課長の専決事項

(1) 海外出張に伴う公用旅券発行手続及び便宜供与等に関すること。

(2) 人事統計報告に関すること。

(3) 隊員の公務外海外渡航状況の通知に関すること。

(4) 調査統計（表彰、懲戒処分、刑事事件及び死傷事故）の報告に関すること。

- (5) 表彰実施報告及び通知に関すること。
- (6) 永年勤続者数の通知に関すること。
- (7) 栄典手続のための功績調書等の作成依頼に関すること。
- (8) 叙位、叙勲に添付する身分調書等の作成依頼に関すること。
- (9) 公務災害認定件数の報告に関すること。
- (10) 契約関係業務従事者の異動通知に関すること。
- (11) 中高年令者及び身体障害者の雇用状況の報告に関すること。
- (12) 離職後の幹部職員の就職状況等の報告に関すること。
- (13) 国家公務員の給与実態調査表の提出に関すること。
- (14) 広報活動の実施計画及び結果の報告に関すること。
- (15) 給食通報の発行に関すること。
- (16) 航空従事者の年間飛行訓練の依頼に関すること。
- (17) 航空従事者の年間飛行記録の通知に関すること。
- (18) 公務員宿舎の貸与及び明渡しに関すること。
- (19) 債権（宿舎料）の発生等の通知に関すること。
- (20) 住宅事情調書等の提出に関すること。
- (21) 諸証明書（勤務日数等証明書、在職証明書、履歴証明書等）の発行に関すること。

- (22) 消防法等に基づく所轄消防署への届出書類に関すること。
- (23) 勤勉手当の成績率に関する資料の提出に関すること。
- (24) 官公需契約実績等の通知に関すること。
- (25) 通勤手当、扶養手当、児童手当、住居手当等の決定に関すること。
- (26) 児童手当支給状況の報告に関すること。
- (27) 物品管理法に基づく物品増減及び現在額報告書の提出に関すること。
- (28) 倫理管理官の任務の実施状況のうち判断を要しない報告に関すること。
- (29) 各種表彰受賞候補推薦の回答に関すること。
- (30) 支払計画に関すること。
- (31) 職員の軽易な研修、訓練・講習等の教育参加に係る命令に関すること。
- (32) 人件費支払実績の報告に関すること。
- (33) 所得税法等に基づく源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等に関すること。
- (34) 職員の俸給の繰上げ支給の承認に関すること。

(35) 給与の留守宅渡の手續に關すること。

(36) 支出負担行為計画示達要求書及び同計画示達要求内訳書の提出に關すること。

(37) 育児短時間勤務の承認に關すること。

(38) 自衛官の営舎外居住の許可及び許可の取り消しに關すること。

(39) 開示請求された行政文書の開示等の決定に係る防衛大臣への上申に關すること。

(40) 秘密の取扱いに關する適格性の付与等に關すること。

(41) 特定秘密管理者、適性評価実施責任者及び苦情処理責任者として行う特定秘密の取扱いに關する適性評価の実施に關すること（ただし、特定秘密の取扱いに關する適性評価の実施に關する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第28条第3項の規定に係るもの、第29条の規定に基づき第28条第3項に規定する手續に準じて行うもの、第30条第2項の規定に基づき職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないようにするための措置を講ずること、第34条において準用する第29条の規定に基づき第28条第3項に規定する手續

に準じて行うもの及び第 50 条第 3 項の規定に係るものを除く。) 。

(42) 定例的、定型的な各種施策等の周知及び教育等並びに訓練の実施に関すること。

(43) 防衛省市ヶ谷庁舎防災応急対策計画に係る避難誘導責任者の指定に関すること。

(44) テレワークの実施の承認に関すること。

(代 決)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

防衛監察監	副監察監
総務課長	総務課長の指定する者
統括監察官	統括監察官の指定する者

2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と認めるときは、速やかに当該事項について権限を有する者に報告しなければならない。

(代 決 者 の 指 定 の 報 告)

第 5 条 前条第 1 項の規定に基づき、代決者の指定を行う場合

は、あらかじめ又は関係職員の異動の都度、防衛監察監に通知するものとし、様式は別記様式に定めるとおりとする。

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日防衛監察本部達第 1 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

防 衛 監 察 監 殿
（総務課長気付）

発 簡 者 名

代 決 者 の 指 定 に つ い て （ 通 知 ）

標記について、防衛監察本部における専決及び代決に関する達第 5 条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

代決者（官職・氏名）	代 決 の 範 囲
特 記 事 項	